

奈良県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（ため池整備事業・下ノ池・桐が池地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成二十一年七月一日から同月二十一日まで

二 縦覧場所

奈良市役所